

福山市保育士等就職応援金交付要綱

(通則)

第1条 福山市保育士等就職応援金（以下「給付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この給付金は、福山市内の保育所等に新たに就労する潜在保育士等の確保及び定着を図り、保育士不足を解消することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所のうち、福山市内に所在するものをいう。
- (2) 常勤職員 雇用期間の定めがなく、1日当たり6時間以上かつ1か月当たり20日以上勤務する職員をいう。ただし、公立の保育所等に勤務する職員を除く。
- (3) 非常勤職員 雇用期間の定めがあり、1か月当たり80時間以上勤務する職員をいう。
- (4) 会計年度任用職員 公立の保育所等に勤務する職員のうち、一会計年度内を任期として任用される職員をいう。
- (5) 保育士 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録を受けた者
- (6) 幼稚園教諭 幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者
- (7) 保育教諭 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第15条第1項の規定を満たす者
- (8) 調理師 調理師法（昭和33年法律第147号）第5条第2項の登録を受けた者

- (9) 栄養士 栄養士法（昭和22年法律第245号）第4条第1項又は第2項の登録を受けた者
 - (10) 保健師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第12条第1項の登録を受けた者
 - (11) 看護師 保健師助産師看護師法第12条第3項又は第4項の登録を受けた者
 - (12) 転入者 市内の保育所等に勤務を開始した日の2か月前から第6条第1項の申請書を提出する日までの間に備後圏域外から福山市へ転入した者
 - (13) 備後圏域 広島県三原市、尾道市、福山市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、岡山県笠岡市、井原市のことをいう。
 - (14) 中途採用者 事業実施年度の前々年度以前に大学又は指定保育士養成学校を卒業し、保育施設等に採用された者
- （交付対象者）

第4条 給付金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、事業実施期間内に保育所等に保育士、幼稚園教諭、保育教諭、調理師、栄養士、保健師、看護師の常勤職員、非常勤職員又は会計年度任用職員として新たに就労した者のうち事業実施年度の3月31日までに第6条に定める申請書を提出したものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 常勤職員、非常勤職員又は会計年度任用職員として新たに就労した日前に福山市内の保育所等及び児童福祉法第59条の2第1項による届出を必要とする施設その他同法に規定する事業を実施する施設において勤務していた場合は、直近の退職した日から6か月を経過していること。
- (2) 保育所等において、常勤職員、非常勤職員又は会計年度任用職員としての勤務が継続して1年以上見込めること。
- (3) 現住所地における市税等を滞納していないこと、及び転入者については、前住所地においても滞納していないこと。
- (4) 過去にこの要綱に基づく給付金の交付を受けていないこと。
- (5) 中途採用者であること。

（給付金の額）

第5条 給付金の基本給付額は、次のとおり定めるものとする。ただし、交付対象者が転入者である場合は、福山市移住支援金の交付を受ける者を除き、転入加算

給付として、さらに20万円を給付する。

(1) 常勤職員 200,000円

(2) 非常勤職員 100,000円

(給付金の交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする交付対象者は、福山市保育士等就職応援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請日時時点で福山市に住民票がある場合は、第5号の提出を省略できるものとする。

(1) 保育士登録証、幼稚園の教諭の普通免許状（保育教諭にあつては、保育士登録証及び幼稚園の教諭の普通免許状）、調理師免許証、管理栄養士免許証、栄養士免許証、保健師免許証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し

(2) 前歴証明書又は保育所等に提出した履歴書の写し

(3) 保育所等の就労証明書（様式第2号）

(4) 誓約書（様式第3号）

(5) 市税等の完納証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

2 転入加算給付を申請しようとする者は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 前住所地における市税等の未納がないことを証明する書類

(給付金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査の上、交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(給付金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による給付金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、給付金を交付するものとする。

(変更事項の届出)

第9条 交付決定者は、保育所等に就労した日から起算して1年が経過するまでに次の各号のいずれかに該当することとなったときは、福山市保育士等就職応援金変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない

い。

(1) 保育所等を退職したとき。

(2) 保育所等から他の保育所等に転職したとき。

2 前項の規定に基づき変更届を提出しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 退職後、1か月以内に他の保育所等に就労した場合（他の保育所等に転職した場合を含む） 就労証明書（様式第2号）

(2) 出産に伴い退職し、出産後概ね1年以内に同一の保育所等に復職した場合
母子健康手帳の交付決定者の名前と、出産予定日のわかるページのコピー及び
再就職先の就労証明書

(3) 交付決定者の病気若しくは災害により就労を継続できなくなったと市長が認める場合 医師からの診断書のコピー若しくは災証明書

(4) 雇用者都合による解雇その他やむを得ない理由により就労を継続できなくなったと市長が認める場合 市長が認める書類

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 保育所等に就労した日から起算して1年を満たずに退職したとき。なお、交付決定者が起算日から1年を満たずに育児若しくは前条第2項第3号若しくは第4号を理由として休職し、復職することなく退職した場合を含む。

(2) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付決定を取り消したときは、福山市保育士等就職応援金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第11条 市長は、給付金の交付の決定を取り消した場合において、既に給付金が交付されているときは、福山市保育士等就職応援金返還命令通知書（様式第7号）により、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）9月1日から施行する。